

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、村上都市計画道路及び胎内都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年3月8日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成28年4月14日（木）午後2時から

2 公聴会の開催場所

村上市岩船3270番地

村上市民ふれあいセンター 2階研修会議室

3 事案の概要

別紙「村上都市計画道路の変更（新潟県決定）」及び「胎内都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課、新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課、村上市都市計画課、村上市荒川支所産業建設課及び胎内市地域整備課都市計画住宅係において、3月25日（金）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

村上市及び胎内市の住民

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

平成28年3月25日（金）（必着のこと。）

8 公述申出先及び問合せ先

(1) 村上市田端町6番25号（〒958-8585）

新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0254-52-7966

(2) 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0254-26-9653

(3) 村上市三之町1番1号（〒958-8501）

村上市都市計画課

電話 0254-53-2111

(4) 村上市山口444番地（〒959-3192）

村上市荒川支所産業建設課

電話 0254-62-5273

(5) 胎内市新和町2番10号（〒959-2693）

胎内市地域整備課都市計画住宅係

電話 0254-43-6111

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

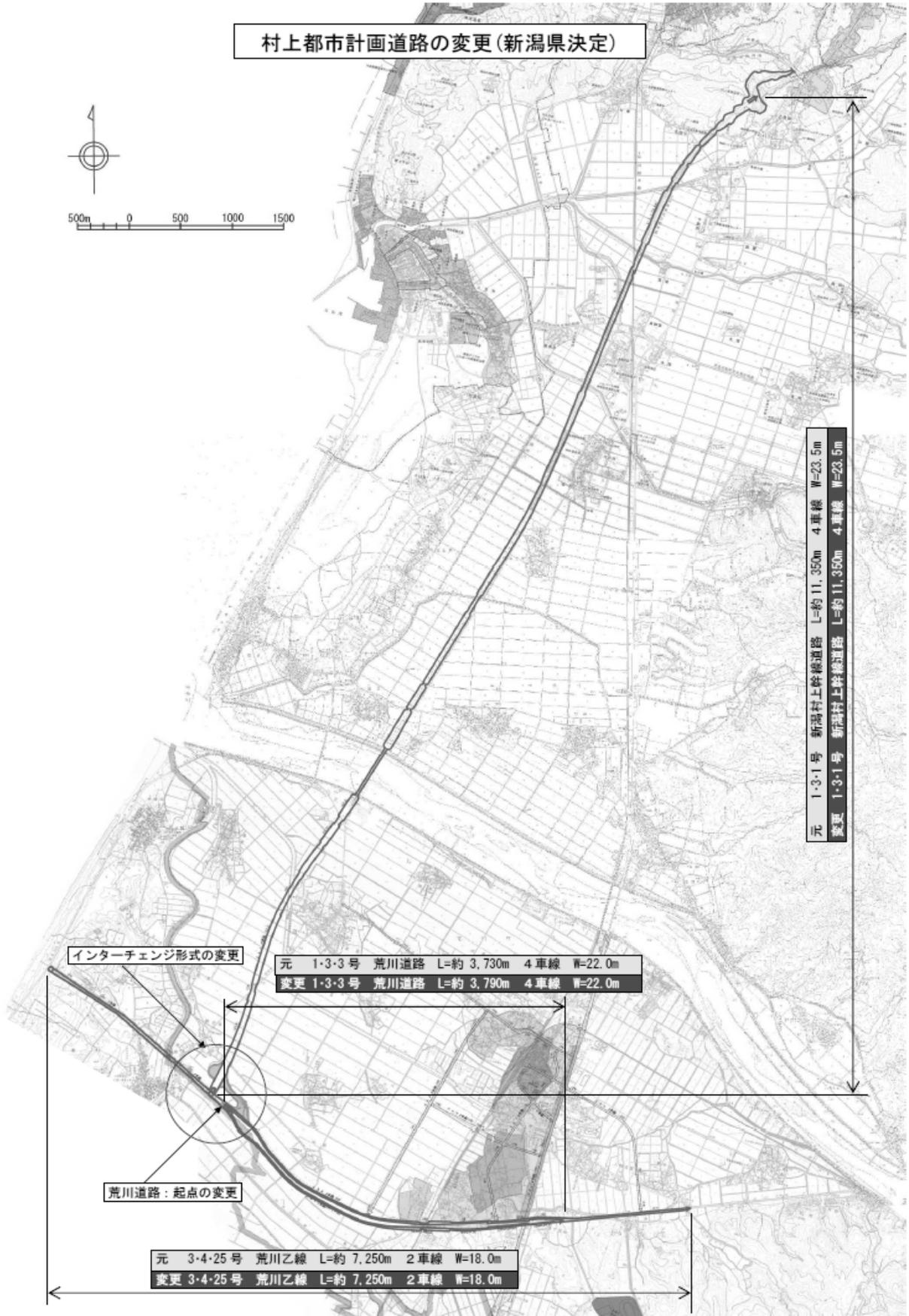
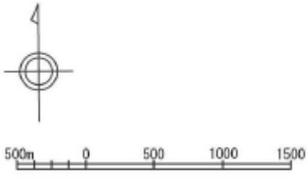
なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あら

かじめ問合せ先へ確認すること。

村上都市計画道路の変更(新潟県決定)



元 1-3-1号 新潟村上幹線道路 L=約 11,350m 4車線 W=23.5m
 変更 1-3-1号 新潟村上幹線道路 L=約 11,350m 4車線 W=23.5m

インターチェンジ形式の変更

元 1-3-3号 荒川道路 L=約 3,730m 4車線 W=22.0m
 変更 1-3-3号 荒川道路 L=約 3,790m 4車線 W=22.0m

荒川道路：起点の変更

元 3-4-25号 荒川乙線 L=約 7,250m 2車線 W=18.0m
 変更 3-4-25号 荒川乙線 L=約 7,250m 2車線 W=18.0m

胎内都市計画道路の変更(新潟県決定)

